

# 赤れんが庁舎リニューアル基本指針

平成31年（2019）3月

北海道

## はじめに

北海道庁旧本庁舎（以下「赤れんが庁舎」という。）は、重要文化財として国の指定を受けた、北海道を代表する歴史的建造物であり、国内外から年間60万人以上が訪れる道内有数の観光スポットである。しかし、近年、建物の内部・外部ともに劣化が進んでいることから、耐震対策を含めた改修を行うこととしている。

道では、これまで赤れんが庁舎を行政庁舎としてのほか、北海道の歴史などを伝える展示やコンサート等の文化発信の場として活用してきたが、今後の改修を機に、北海道の文化・観光情報の発信拠点施設として位置づけ、館内の展示や活用方法を全面的に見直し、施設の魅力向上を図ることとしている。

「赤れんが庁舎リニューアル基本指針」は、改修後のリニューアルオープンに向けた活用方策の方向性を定めることを目的とし、道が「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針\*」に基づき策定した「重要文化財北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）」に基づき、必要な検討を行い策定するものである。

\*平成11年3月24日庁保建第164号 文化庁文化財保護部長通知

## 目 次

|   |    |
|---|----|
| 第1章 赤れんが庁舎全体の利活用コンセプト                       | 1  |
| 1-1 道民等からの意見                                | 1  |
| 1-2 公開活用の基本方針                               | 1  |
| 1-3 活用基本計画                                  | 1  |
| (1) 付与する機能                                  | 1  |
| (2) 各フロアのゾーニング・動線                           | 3  |
| 1-4 赤れんが庁舎全体の利活用コンセプト及び配慮事項                 | 4  |
| (1) 赤れんが庁舎全体の利活用コンセプト                       | 4  |
| (2) 赤れんが庁舎活用に当たっての配慮事項                      | 4  |
| 第2章 各ゾーンのねらいと基本的な考え方                        | 6  |
| 2階 歴史と文化のフロア                                | 6  |
| 2階-① 北海道の歴史・文化を未来へ継承する展示【展示】                | 6  |
| 2階-② 赤れんが庁舎の重要文化財としての価値を示す展示【展示】            | 8  |
| 2階-③ 眺望を活かした催事スペース【催事】                      | 9  |
| 2階-④ 収蔵庫・倉庫【管理】                             | 9  |
| 1階 地域情報とにぎわいのフロア                            | 10 |
| 1階-① 北海道の魅力を映像等で紹介【観光情報】                    | 10 |
| 1階-② 道内各地域の観光情報発信【観光情報】                     | 11 |
| 1階-③ 選りすぐりの道産品を販売するセレクトショップ【物販】             | 12 |
| 1階-④ 歴史的空間を活かした飲食スペース【飲食】                   | 12 |
| 1階-⑤ 施設運営のための多目的スペース【管理】                    | 13 |
| 地階 創造と交流のフロア                                | 14 |
| 地階-① 道民が様々な活動に利用できるスペース【道民活動支援】             | 14 |
| 地階-② 開拓絵画展示ギャラリー・北海道に関連する各種資料の展示【道民活動支援・展示】 | 15 |
| 地階-③ 収蔵庫・倉庫【管理】                             | 15 |
| 小屋裏・八角塔                                     | 16 |
| 第3章 前庭の活用                                   | 17 |
| 3-1 前庭の概要                                   | 17 |
| 3-2 前庭の活用の基本的な考え方                           | 17 |
| 3-3 前庭の活用                                   | 17 |
| (1) 自然資源を活かした活用例                            | 17 |
| (2) 催しと集いの場としての活用例                          | 18 |
| (3) 冬季の活用例                                  | 18 |
| (4) 赤れんが庁舎のライトアップ                           | 18 |
| 第4章 史跡「開拓使札幌本庁本庁舎跡および旧北海道庁本<br>庁舎」の活用       | 19 |
| 4-1 史跡指定の経過                                 | 19 |
| 4-2 史跡保存活用計画の策定とその概要                        | 19 |
| 4-3 史跡の活用及び整備の方針                            | 19 |

|                     |       |    |
|---------------------|-------|----|
| 第5章 管理運営体制          | ..... | 20 |
| 第6章 その他             | ..... | 21 |
| 6-1 概算事業費及び改修スケジュール | ..... | 21 |
| 6-2 財源              | ..... | 21 |
| 6-3 改修期間中の取組        | ..... | 21 |
| 参考資料                | ..... | 22 |
| 1 利用者アンケート          | ..... | 23 |
| 2 道民ワークショップ         | ..... | 27 |
| 3 事業者・専門家ヒアリング      | ..... | 32 |
| 4 ボランティアガイドアンケート    | ..... | 35 |
| 5 インターネット道民ニーズ調査    | ..... | 36 |
| 6 赤れんが庁舎実証イベント      | ..... | 39 |

## 第1章 赤れんが庁舎全体の利活用コンセプト

道民等から聴取した意見と保存活用計画を踏まえ、赤れんが庁舎全体の利活用コンセプトを設定する。

### 1-1 道民等からの意見

赤れんが庁舎のリニューアルに向け、活用面で満たすべき機能や展示設計条件などを明らかにするため、道民や専門家等から、赤れんが庁舎に対して、現在感じている問題やリニューアルに際し期待することなどについて幅広く意見を聴取し、保存活用計画を踏まえ、次のとおり整理した（意見聴取の概要は参考資料を参照）。

#### ○「赤れんが庁舎の保存・公開」について

- ・赤れんが庁舎の重要文化財としての価値や雰囲気を尊重した展示・公開の実現が必要である。

#### ○「歴史文化・観光情報を国内外に発信する拠点としての活用」について

- ・バリアフリー設備の整備、展示等の多言語化、飲食・休憩・交流・道民活動のスペースの設置など、あらゆる人が楽しめるようにすることが必要である。
- ・道内179市町村について、隠れた名所や逸品などの多様な地域の魅力を更新性・速報性の高い情報提供により発信できる仕組みの構築が必要である。
- ・北海道ブランドを世界に向けて発信するため、道内各地域の自然・文化・歴史・観光・産業などに関する情報を発信する仕組みの構築が必要である。

### 1-2 公開活用の基本方針（保存活用計画「第5章 活用計画」より抜粋）

赤れんが庁舎は、明治期の大規模なれんが造建築の数少ない遺構でその意匠も優れており、明治における赤れんがの官庁建築として極めて高く評価されている。この価値を後世に継承していくために、この建物を良好な状態に保存して広く公開することを活用の基本とする。

また、平成28年4月に文化庁が策定した「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」においては、文化財を地域の貴重な観光資源として位置づけた上で積極的な活用を推進することとしており、国内外から年間60万人以上が訪れる赤れんが庁舎についても、その発信力と重要文化財としての優れた価値を活かし、北海道観光の呼び水となるよう、国内外に向けた歴史文化・観光情報発信拠点として利活用を図っていくこととする。

### 1-3 活用基本計画（保存活用計画「第5章 活用計画」より抜粋）

#### (1) 付与する機能

##### ア 展示

- ・創建時から受け継がれてきた赤れんが庁舎の意義や役割、重要文化財としての価値を解説。

- ・北海道150年を節目に「北海道」を見つめ直し、未来へ継承すべき北海道の歴史文化や自然環境など多様な価値を展示。
- ・道内の博物館、美術館、科学館等の施設の展示内容や特徴を紹介し、各施設へ誘客を促進。
- ・北海道開拓をテーマにした所蔵絵画を保存・展示。
- ・展示室の一部は道が行う記者発表や行事等の会場としても活用。

#### イ 観光情報

- ・道内の各地域に対する来訪者の興味の喚起や周遊を促すため、北海道各地の地域情報や各地域を象徴するコンテンツを提示するなどして地域の魅力を紹介。
- ・北海道の雄大な自然や美しい景観を映像や写真で紹介。

#### ウ 飲食

- ・歴史的な空間を活かしたカフェやレストランで北海道の優れた食文化を発信。

#### エ 物販

- ・北海道各地の優れた産品、工芸品等を販売し、北海道ブランドを紹介。

#### オ 道民活動支援

- ・各種セミナーやワークショップの開催、企画展の開催など、道民が行う様々な活動を支援するスペース。

#### カ 催事

- ・歴史的な空間を活かした各種会議やレセプション、コンサート等の様々な催事を開催するスペース。

#### キ 管理

- ・施設運営のための事務スペース
- ・展示物や備品を保管するためのスペース。

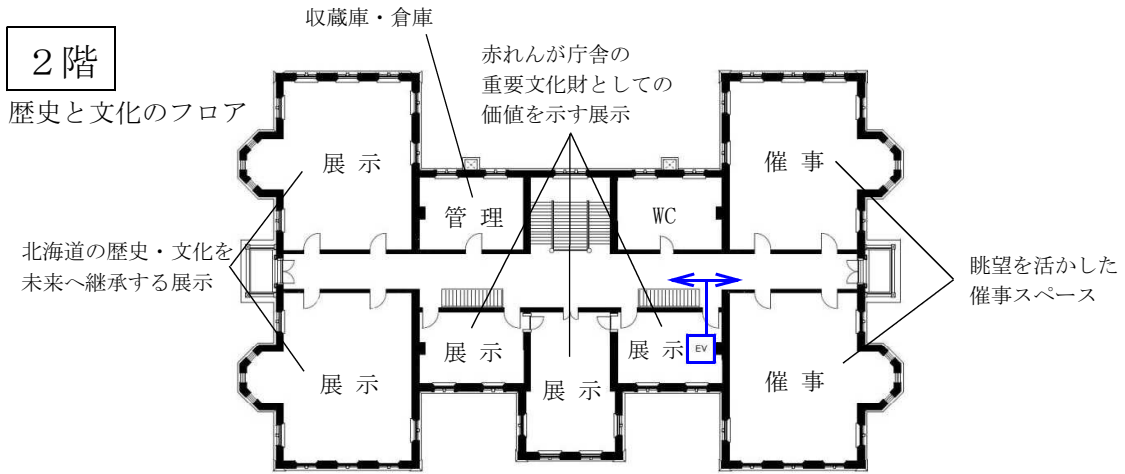
#### ク その他

- ・休憩スペース

(2) 各フロアのゾーニング・動線

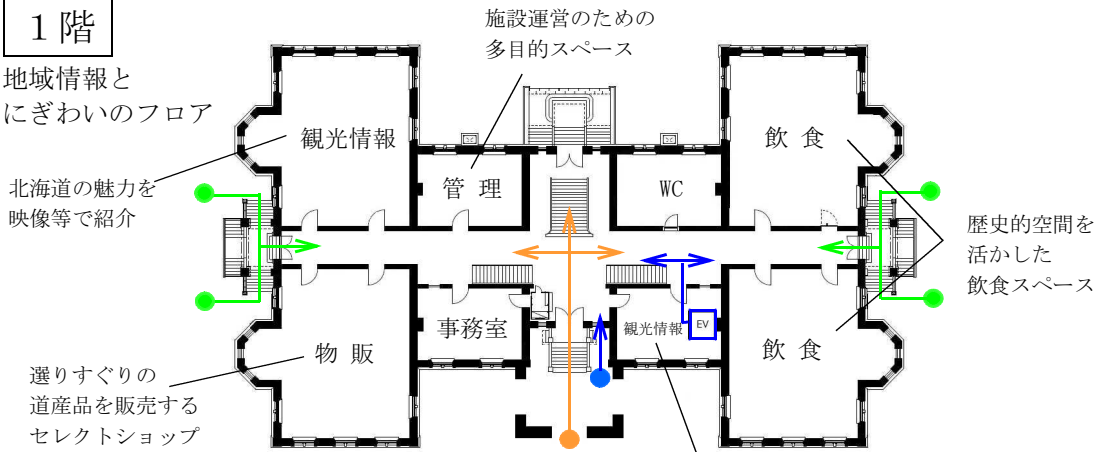
2階

歴史と文化のフロア



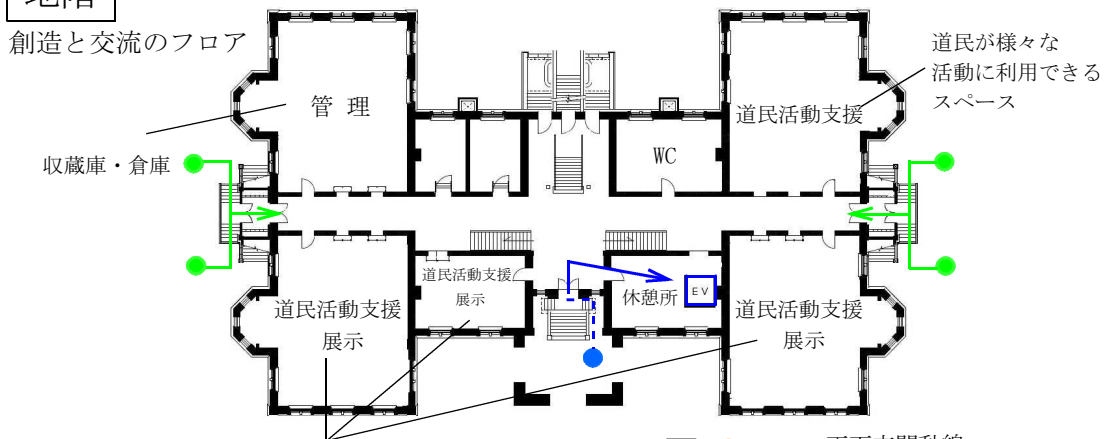
1階

地域情報とにぎわいのフロア



地階

創造と交流のフロア



- 【凡例】
- 正面玄関動線
  - 南北脇玄関動線
  - バリアフリー動線  
(エレベーター・階段昇降機)

## 1-4 赤れんが庁舎全体の利活用コンセプト及び配慮事項

### (1) 赤れんが庁舎全体の利活用コンセプト

1-1から1-3までを踏まえ、次のとおりコンセプトを設定する。

#### ◆ あらゆる人が楽しめる場

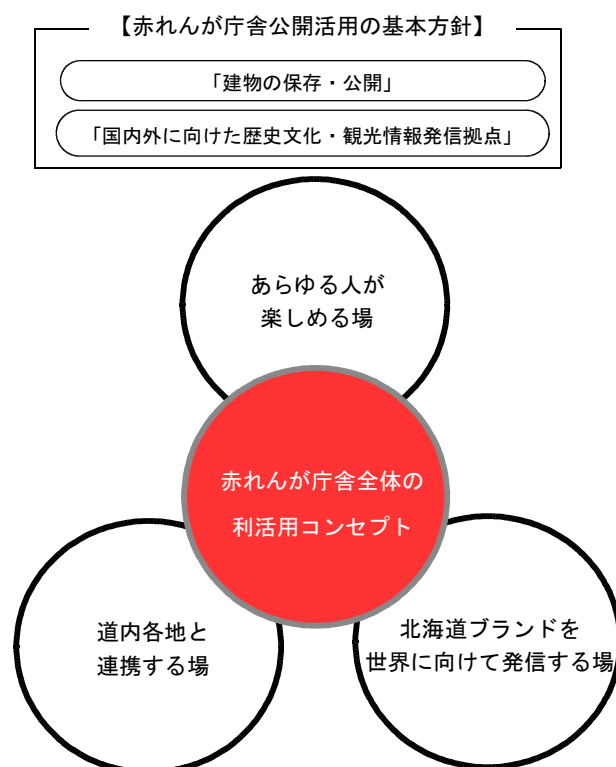
年齢、国籍、言語、障がいの有無等にかかわらず、赤れんが庁舎を訪れるすべての人が、北海道を学び、楽しめる場を目指す。

#### ◆ 道内各地と連携する場

赤れんが庁舎を訪れた方たちが、道内各地に興味を持ち、実際に足を運んでもらえるよう、各地域と連携して各地の魅力や観光情報を発信する場を目指す。

#### ◆ 北海道ブランドを世界に向けて発信する場

北海道の歴史文化、自然景観、芸術・デザイン、生活習慣など様々な魅力を、オール北海道で国内外に積極的に発信する場を目指す。



### (2) 赤れんが庁舎活用に当たっての配慮事項

#### ア 建物の内装等への配慮事項

重要文化財建造物であることに鑑み、各室の活用に当たっては、建物の内装の魅力や窓からの眺望を損なわないよう、展示物を配置するとともに、内装等を行う際は、建物及び展示資料の保存に影響を及ぼすことがないように十分配慮する。



イ 展示に係る設備等への配慮事項

建築物の床・壁等へ干渉しない、展示する資料に適した独立型の展示ケース等を整備するとともに、あらゆる人が展示内容を深く理解できるよう、展示物の説明等はITを活用した多言語での情報提供や音声コードなどによる対応を基本とする。

また、映像機器等の整備に当たっては、コンテンツや機器の整備及び更新に伴う費用等を勘案の上、内容を検討する。

ウ 管理運営体制の検討に係る配慮事項

リニューアル後の管理運営体制の検討に当たっては、民間事業者がそのノウハウを発揮し、利用者の満足度の向上や収益の獲得による自立性の高い施設運営を目指す。

また、貴重な建造物や展示資料が長く保存活用できるよう、催事、物販及び飲食事業を行う際の管理体制には十分配慮する。

## 第2章 各ゾーンのねらいと基本的な考え方

第1章で示した赤れんが庁舎全体の利活用コンセプトに基づき、各ゾーンのねらいと考え方を示す。

### 2階 歴史と文化のフロア

2階を「歴史と文化のフロア」と位置づけ、重要文化財としての赤れんが庁舎の価値や北海道の歴史文化・自然景観の魅力などについて展示するほか、2階からの眺望を活かし、多目的な用途に利用可能な催事スペースを設置する。

①北海道の歴史・文化を未来へ継承する展示



#### 2階-①：北海道の歴史・文化を未来へ継承する展示 【展示】

##### (1) ねらい

展示体験を通じて、北海道の歴史や文化に関する価値への理解を促す。北海道ならではの多種多様な魅力を地域情報とあわせて紹介し、道内観光への動機づけを行う。家族や友人、道内外の人々に対話の機会をもたらし、北海道へのより深い愛着を醸成し、北海道ファンの裾野を拡大する。



## (2) ゾーン概要

北海道150年（平成30年）を契機に多面的な観点から北海道を見つめ直し、その価値や魅力を再発見する機会を提供する。

先住民族であるアイヌ民族の歴史や文化の紹介をはじめ、北海道の名付け親と言われる松浦武二郎など、今日に至る北海道を形づくった人物に焦点を当て、北海道の歴史や先人の労苦を次世代に受け継ぐ機会を提供するための場とする。

また、道内の世界遺産、日本遺産並びに北海道遺産をはじめ、道内の主な文化財や博物館・美術館等の施設のほか、各地の文化やスポーツ等の取組を紹介するなど、来訪者に地方への周遊を促すとともに、将来を担う世代が北海道の未来を思い描き、楽しく学ぶことができる仕組みの導入を検討する。

なお、道では、毎年7月17日を「北海道みんなの日（愛称：道みんなの日）」と定め、北海道の価値などを道内外に広く伝えることとしており、展示に当たってはこの取組の普及等にも配慮する。

## (3) 展示構成例

### ア 北海道史

北海道史を概観する展示。自然環境から人文科学まで、北海道に関するあらゆる事柄を時間軸に沿って、時代の変遷や歴史的トピックスを交えて解説する。

### イ アイヌ民族の歴史と文化

先住民族であるアイヌの人たちによって培われてきた文化を紹介する。

### ウ 北海道を創った人たち

北海道の発展に関わった功労者にスポットをあて、その功績を時代背景とともに解説する。

### エ 北海道の自然・文化・産業遺産

北海道の世界遺産、日本遺産、北海道遺産並びに重要文化財等、北海道各地の価値のある観光資源を紹介するほか、文化やスポーツ等の取組も紹介し、北海道全体の魅力を紹介する。

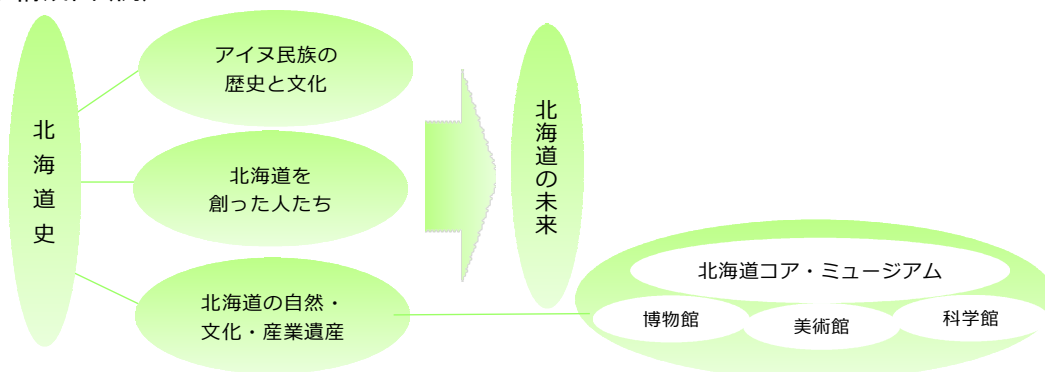
### オ 北海道コア・ミュージアム

北海道内の博物館、美術館及び科学館等に関する施設の情報と各施設が保有する文化財や美術品等をダイジェストで紹介。各施設と連携し、展示コンテンツの提供や催事情報を発信する。

### カ 北海道の未来

来訪者が展示を通じて得た感想や意見などを記録する機能を設け、赤れんが庁舎の運営や北海道の未来構築に役立てる。

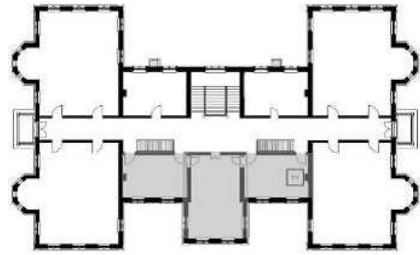
### 展示構成図(例)



## 2階-②：赤れんが庁舎の重要文化財としての価値を示す展示 【展示】

### (1) ねらい

来訪者に赤れんが庁舎創建時の歴史的背景や建築物としての見所などの情報を提供することにより、重要文化財としての価値を伝え、次世代へ受け継ぐことの大切さを理解してもらう。



### (2) ゾーン概要

重要文化財としての価値や創建時から受け継がれてきた赤れんが庁舎の意義などを解説するスペース。記念室（旧長官・知事室）を保全・再現した展示に加え、文献や古写真等を元に、江戸時代後期から明治にかけての北海道（蝦夷地）の各種調査や開拓使設置の経過、開拓使札幌本庁本庁舎の建築から始まる庁舎敷地の沿革、当時の建築に関する技術・意匠の特徴、庁舎由来の人物列伝などを紹介し、赤れんが庁舎を巡る楽しみを一層高める展示構成とする。

なお、記念室は、道が実施する記者発表等の会場としての活用も想定する。

### (3) 展示構成例

#### ア 開拓使の設置～赤れんが庁舎を造った人々

開拓使設置から赤れんが庁舎の完成に至るまでに携わった人々とその工夫・労苦を紹介。当時の大規模建築完成までの道のりを解説する。

#### イ 史跡「開拓使札幌本庁本庁舎跡および旧北海道庁本庁舎」

明治期に北海道庁が果たした役割や開拓使札幌本庁本庁舎跡の現況と位置。発掘調査時の状況等を解説する。

#### ウ 重要文化財「北海道庁旧本庁舎」

北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）の建築物のディテールに込められた意匠や技術的な特徴等の見所を詳細に解説する。

#### エ 札幌の街と赤れんが庁舎

北海道全体の地理と札幌の近代都市計画における赤れんが庁舎の位置に着目して庁舎創建の意味などを考察する。

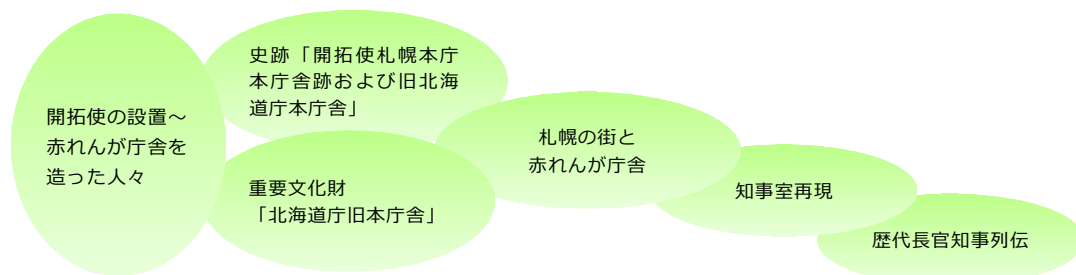
#### オ 知事室再現

現在の記念（知事）室の保全を徹底し、展示としての再現の質的向上を図り調度品、装飾などを再考証し当時の雰囲気・空気感を再現する。

#### カ 歴代長官知事列伝

開拓使設置以降の歴代の長官や知事を紹介。それぞれの人となりや、時代背景、世相及び当時の事件などを合わせて紹介する。

### 展示構成図(例)



## 2階-③：眺望を活かした催事スペース 【催事】

### (1) ねらい

重要文化財の重厚な空間を活かし、ユニークベニュー\*としての利用のほか、プレス発表の場、コンサートなど様々な催事を行うためのスペースとして活用する。

\*歴史的建造物や公的空間等、会議・レセプション・イベント等を開催する際に特別感や地域特性を演出できる会場（「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」（文化庁）より）



### (2) ゾーン概要

歴史や格式を感じさせ、四季折々の前庭の眺望を楽しめる貴重な空間を有効に活用するため、類似施設を参考とした適切な利用料金や未使用時の開放等を検討する。

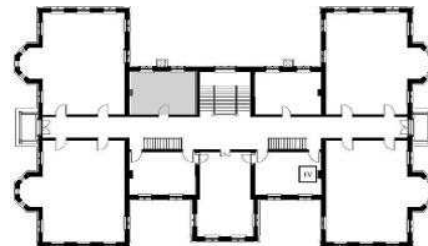
また、法律や条例に違反する行為、重要文化財の損傷の恐れがある行為、騒音など近隣に迷惑がかかる恐れがある行為、衛生上問題がある行為などは禁止とするなど、利用に当たってのルールを検討する。

【活用例：各種レセプション、パーティー、コンサート、ウェディング、MICE（企業ミーティング、インセンティブツアーにおける研修会場、各種会議など）、芸術・芸能団体の発表会等】

## 2階-④：収蔵庫・倉庫 【管理】

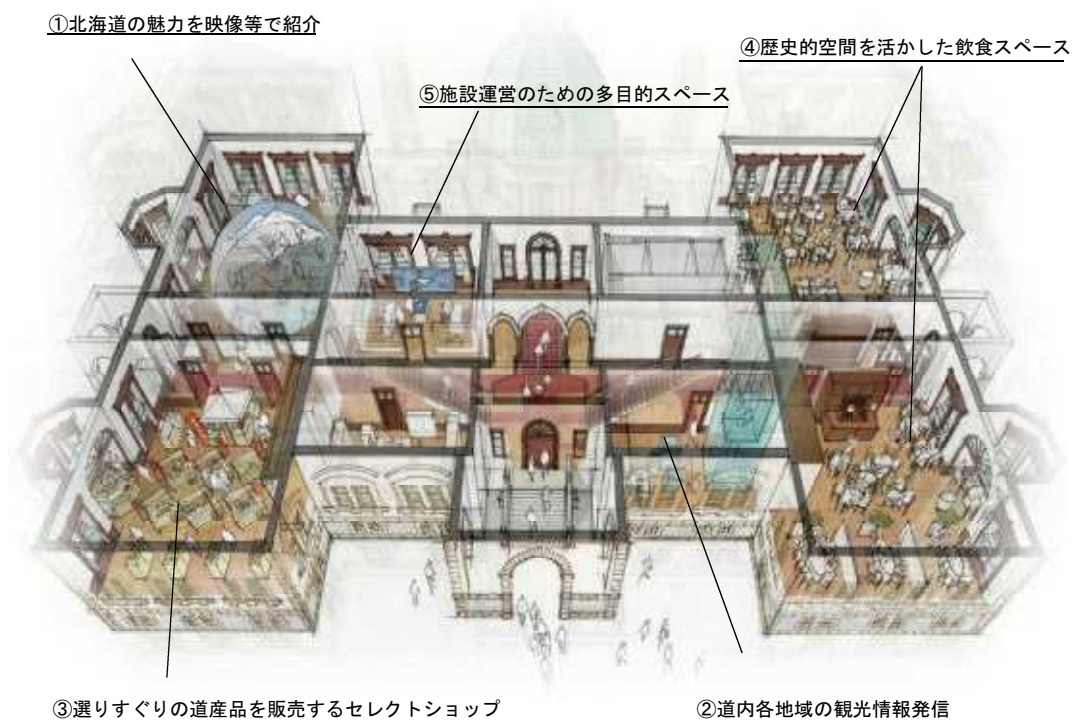
### ゾーン概要

展示物の収蔵庫のほか、催事に関する備品の保管等のストックスペースとして活用する。



## 1階 地域情報とにぎわいのフロア

1階を「地域情報とにぎわいのフロア」と位置づけ、施設の導入部として、道内各地の観光情報を発信するほか、地域の名産品の販売を行う店舗や北海道の食文化を楽しめる飲食スペースなどを設置し、にぎわいととも、記憶に残る「北海道体験」を提供する。



### 1階-①：北海道の魅力を映像等で紹介 【観光情報】

#### (1) ねらい

北海道各地の独自の魅力と、四季折々の移ろいによってダイナミックに表情を変える多種多様な自然をまとめて示す。



#### (2) ゾーン概要

北海道各地の四季を彩る雄大な自然や温泉、豊富な食、歴史や文化、さらには、様々なアクティビティや体験メニューなど、多彩な北海道の魅力を映像や写真と音環境によって体感的に紹介するスペース。「1階-②：道内各地域の観光情報発信」と連携し、常駐のスタッフを配置するなど、来訪者の要望に応じたきめ細かいサービスを行う。豊富な観光映像コンテンツを所有する機関や市町村、各地域の観光協会と連携を図るなど、北海道の魅力を効果的に提供していくことが求められる。

### (3) 空間機能の構成例

#### ア ガイダンスコーナー

待合スペース。シアター利用方法を来訪者に案内するとともに、映像体験への期待を高めるための事前のレクチャーなどを行う。

#### イ シアターコーナー

映像体験コーナー。北海道の主な自然環境・歴史文化を網羅的に取り上げる。世界遺産、日本遺産、北海道遺産や道が世界遺産登録を目指している「北海道・北東北の縄文遺跡群」や国立公園等を題材とする。

#### ウ 展示コーナー

シアターで取り上げる内容について、写真パネル等により詳しく紹介する。

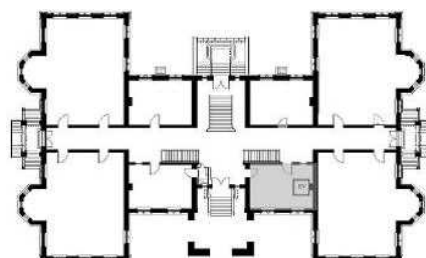
#### エ 北海道の国際交流紹介コーナー

北海道と海外との姉妹・友好提携や経済交流など、北海道が世界を舞台に行っている様々な活動を情報発信する。

## 1階②：道内各地域の観光情報発信 【観光情報】

### (1) ねらい

北海道が179の市町村によって構成される多様な魅力の集合体であることを理解してもらう。更新性・速報性の高い情報提供によって北海道の「今」を発信し、来訪者の道内各地への周遊を動機付けるとともに、観光行動を支援する。



### (2) ゾーン概要

道内179市町村の地域情報と、各地域を代表・象徴するコンテンツを展示し、それぞれの地域独自の魅力を紹介する各地域への誘客を促すためのスペース。各市町村のおすすめのアクティビティや特色あるライフスタイルなども紹介する。

来訪者のための情報提供・交流拠点として、利用者のニーズに柔軟に対応し、観光情報を扱う他の施設と連携を図りながら、質の高いサービスを提供していくことが求められる。

### (3) 空間機能の構成例

#### ア 観光相談・ボランティアガイド受付コーナー

道内観光の相談や館内の案内等を行う。専門スタッフを常駐させ来訪者へ様々なアドバイスをを行うほか、館内ボランティアガイドの受付も行う。

#### イ 道内観光情報コーナー

大型タッチパネルディスプレイを利用した多言語対応の双方向型道内観光情報マップを配置し、地理や旅程など複合的な条件から周遊プランを提供する。

#### ウ 各市町村紹介コーナー

道内179市町村の地域を象徴するコンテンツを紹介。画像演出とともに地域の魅力をPRする。

#### エ 地域パンフレットコーナー

来訪者が自由に入手し閲覧できる各市町村の観光施設等のパンフレットやチラシを配置する。道内各地の季節ごとの催事特集や大規模なイベント告知ができるスペースも設置する。

#### オ 休憩所

アの待合や来訪者同士の情報交換の場所として活用する。

## 1階-③：選りすぐりの道産品を販売するセレクトショップ 【物販】

### (1) ねらい

各地の優れた産品を集め、広くその魅力を発信していくことにより、来訪者が赤れんが庁舎から各産地に目を向け、地域に足を運ぶきっかけを創出することを旨とする。

また、赤れんが庁舎にちなんだ商品を販売し、北海道をより知っていただくとともに、愛着を感じてもらう。



### (2) ゾーン概要

地域ではよく知られているが、まだ広くは流通していない魅力的な商品を中心に切り抜いていくことにより、集客につなげるとともに、周辺の既存店との差別化を図っていく。

また、赤れんがにちなんだ商品は、既存の商品のほか、オリジナルグッズの企画・製造を検討する。

### (3) 空間機能の構成例

#### ア 地域の逸品コーナー

道内179市町村から発掘した逸品を紹介する。地域での食べ方や製造者秘話などを解説付きで提供する。

#### イ 催事コーナー

月替わり、週替わりで道内の事業者が催事出店を行う。

#### ウ 季節のおすすめコーナー

季節に応じたおすすめ商品をピックアップして推奨する。

#### エ 定番商品コーナー

安定した人気を持つ北海道の定番商品を揃える。

#### オ 工芸品コーナー

木工芸、ガラス工芸、アイヌ工芸、織物など北海道独自の工芸品を取扱う。

#### カ 授産製品コーナー

道内の障がいのある方々が製作する工芸品等を取扱う。

#### キ 赤れんが庁舎グッズコーナー

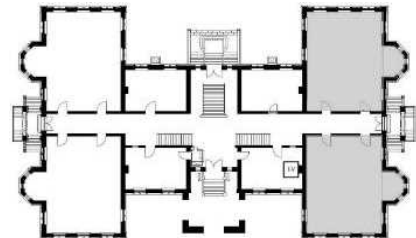
#### ク 赤れんが庁舎や北海道に関する書籍コーナー

## 1階-④：歴史的空間を活かした飲食スペース 【飲食】

### (1) ねらい

歴史的な空間を活かした飲食スペースで北海道の優れた「食」を体験してもらうことにより、北海道の食文化の魅力を伝えていく。

なお、効果的な事業の展開を行うに当たっては、適切な開館時間を検討する。





## (2) ゾーン概要

北海道各地の素材を使い、地域独特の食を提供していくとともに、その地域の情報も合わせて紹介し、興味の喚起や誘客の促進につなげていく。

なお、重要文化財建造物の内部では直火が使用できないことから、電磁調理器等で調理可能なものを選定する。

## (3) 空間機能の構成例

### ア レストラン

北海道の優れた「食」の魅力を発信するため、良質な料理を提供する。

### イ カフェ

館内見学途中に休憩ができる場としてカフェを設置する。

## 1階-⑤：施設運営のための多目的スペース【管理】

### ゾーン概要

催事を行う際の控室として利用するなど、施設運営のためのフリースペースとして活用する。



## 地階 創造と交流のフロア

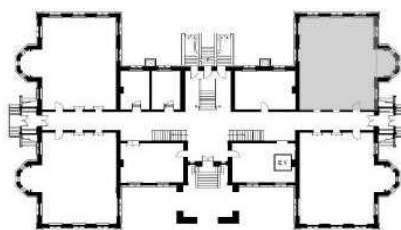
地階を「創造と交流のフロア」と位置づけ、様々な創作活動、官民・企業間などの意見交換・交流、地域振興につながる起業支援など、赤れんが庁舎創建当時のフロンティア・スピリッツを受け継ぎ、未来の北海道を創る道民の活動を支援するための場とする。



### 地階①：道民が様々な活動に利用できるスペース 【道民活動支援】

#### (1) ねらい

多機能の活動スペースを提供し、道民による事業構想や地域創造活動などを支援する。道内外のクリエイターの交流、大学をはじめとした各分野の専門家と道民の協働、道内の企業や自治体の連携など、課題解決や新たな価値創造に向けた様々な領域・世代・立場の人々の接点を設け、北海道の未来創造のための場を目指す。



#### (2) ゾーン概要

道民などが、様々な交流や活動に利用可能なスペース。アートやクラフトなど各種の創作活動、企画展の開催、ワークショップ、セミナー等による活用を想定した空間。

なお、活用にあたっては、重要文化財である赤れんが庁舎の特色を活かした運営手法について考慮する。

### (3) 空間機能の構成例

#### ア アトリエ

アートやクラフトなど創作活動を行うスペース。道内のクリエイターから趣味の工作利用まで様々な創造的活動を支援する。

#### イ 交流スペース

各種会議、ワークショップ及びセミナーなどの開催を支援する。

#### ウ 展示発表スペース

創作作品やワークショップの成果等を発表するための場を設ける。

## 地階一②：開拓絵画展示ギャラリー・北海道に関連する各種資料の展示【道民活動支援・展示】

### (1) ねらい

北海道100年を記念して北海道ゆかりの画家に制作を依頼した所蔵絵画を良好な環境で公開し、北海道開拓の様子や開拓にまつわる物語を後世に伝える。

また、次世代へ継承すべき北海道に関連する各種資料を展示する場を設け、今日に至る北海道発展の原点を見つめ直す機会を提供する。



### (2) ゾーン概要

北海道開拓を題材とした所蔵絵画作品を鑑賞するスペース。あわせて、当時の時代解説や作品・作者に関連する情報を付記したデジタルアーカイブスを設置する。

なお、所蔵絵画作品の展示に当たっては、当該ゾーンのほか、館内の他のゾーンや廊下などへの効果的な配置についても検討する。

また、権太の繁栄から引き揚げまでの経緯や、現在も未解決の北方領土問題等の資料を展示し、身近に捉えてもらい、未来へ伝える機会を提供するための場を設ける。

### (3) 空間機能の構成例

#### ア 絵画作品展示機能

所蔵絵画作品を展示。ベンチを設置し、鑑賞者が小休止できる場を設ける。

#### イ 資料展示

北海道の地理的・環境的特徴等を考察しつつ、権太の歴史や北方領土問題等について解説する。

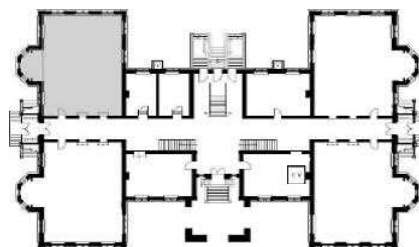
#### ウ デジタル・アーカイブス

パソコンなどを用いたデジタルコンテンツを閲覧できるコーナーを設置する。

## 地階一③ 収蔵庫・倉庫【管理】

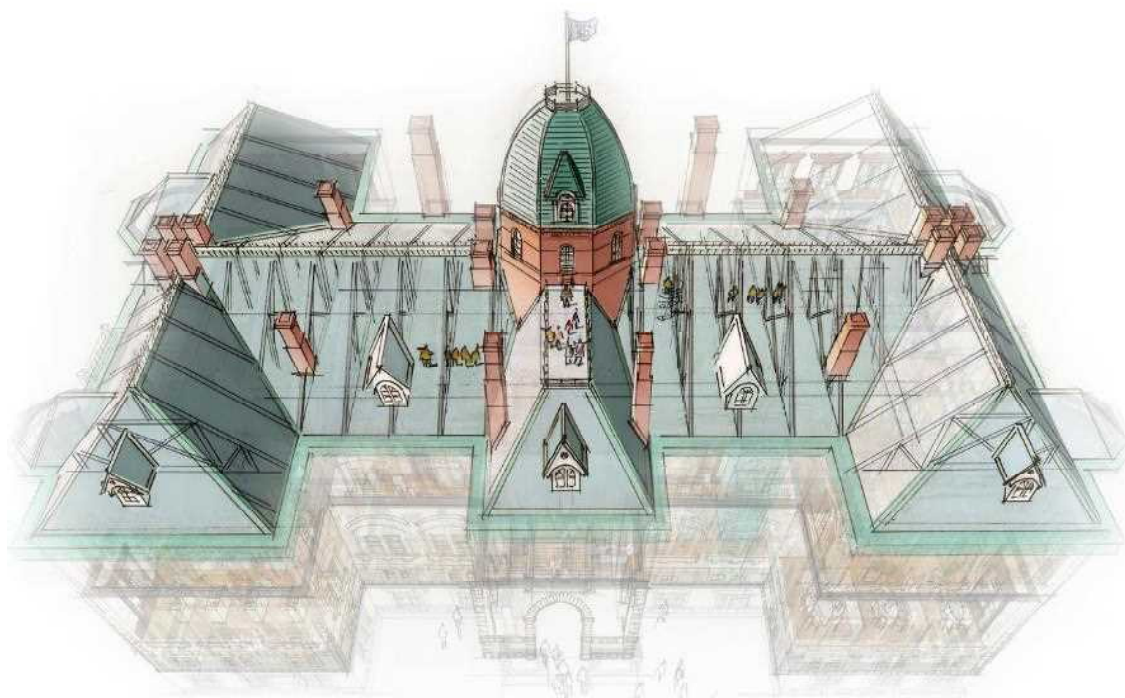
### ゾーン概要

展示物の収蔵庫のほか、催事に関する備品等の倉庫、飲食物販機能におけるストックスペースとして活用する。



## 小屋裏・八角塔

赤れんが庁舎のシンボルである八角塔について、屋上バルコニーからの眺望を活かした体験プログラムなどの活用を検討する。



### 八角塔・屋上バルコニー【展望】

#### (1) ねらい

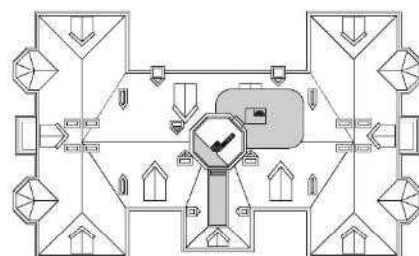
八角塔から札幌の街並みを眺望することにより、札幌の都市の発展と赤れんが庁舎との関係などを理解する。

#### (2) 活用の考え方

赤れんが庁舎の重要文化財としての価値への理解を深めるため、八角塔からの展望体験を含めた建築観察ツアー等、アクティビティ・プログラムの実施を検討する。

創建時の八角塔設置秘話やその後の撤去・復原の歴史、屋上バルコニーからの景色の変遷など、八角塔を通じて赤れんが庁舎の歴史の理解を深める展示などを行う。

なお、活用に当たっては、2階から小屋裏・八角塔へのスムーズな動線を確保する。



#### (3) 空間機能の構成例

赤れんが庁舎と札幌都市計画の解説パネルを設置する。

展望の際の注意事項パネルを設置する。

屋上バルコニーと塔下待機場所の安全対策を実施する。

## 第3章 前庭の活用

リニューアルされる庁舎全体の考え方と、庁舎内で展開される各ゾーンの諸機能に連動したものを中心に、赤れんが庁舎前庭の活用策を以下に例示する。

### 3-1 前庭の概要

赤れんが庁舎の前庭は「北海道自然環境等保全条例」において、市街地における貴重な緑地として「道庁本庁舎前庭環境緑地保護地区」に指定されており、およそ1万8千平方メートルの敷地に約100種、約1,000本もの樹木が植えられ、都心部の小さな森として季節ごとに花々を観賞できるほか、南北には美しい汀線を持つふたつの池があり、道民の憩いの場として機能している。

また、北海道議会庁舎跡地の一部については、今後、前庭と一体的な活用が可能となるような整備について検討していることから、本章における「前庭」にはこれを含める。

### 3-2 前庭の活用の基本的な考え方

重要文化財の象徴的な外観や都心の貴重な自然を楽しめる場として道内外の人々に広く開放することを基本とし、季節ごとに様々な催事を開催するなど、来訪者の憩いと交流の場として、都心エリアのにぎわい創出を目指す。

赤れんが庁舎や札幌市北3条広場などの周辺施設と連動した催事や複数の企業・団体の協同によるイベントなど、「オール北海道」で北海道の魅力を発信する取組を推進する。

また、前庭における催事を赤れんが庁舎の施設運営における事業のひとつとして位置づけることを検討する。

活用に当たっては、都心部において明治の雰囲気を残す貴重なエリアであり、庁舎敷地内であることに鑑み、自然環境や景観への配慮のほか、公共性や公平性等の観点から、一定のルールが必要である。その上で、企業等が利用しやすい仕組みや道民等が訪れやすくなる工夫が求められる。

また、利用促進を図る観点から、現状、統一されていない前庭の呼称についても検討する。

### 3-3 前庭の活用

#### (1) 自然資源を活かした活用例

現状の植栽や池などの自然資源を活用し、都心部における環境教育への活用やアクティビティ・プログラムを展開する。また、自然を利用したアート表現等の導入によって、集客性の高い演出・装飾を行う。

##### ア 池周辺の演出

季節に合わせて、南北の池を音響や照明で演出し、音楽イベント等も開催

- イ アウトドア体験  
都心の貴重な緑の中でのシティ・キャンプ等のアウトドア体験を提供し、道内各地の本格的なアクティビティ体験につなげる。
- ウ 景観スポットの紹介  
赤れんが庁舎の美しい外観を楽しめるスポットを紹介

## (2) 催しと集いの場としての活用例

- 事業者や団体に対し前庭の一部分を貸し出して前庭を都心部の憩いの空間として開放し、夏季のオープンカフェ運営や定期的なマルシェの開催など、にぎわいを創出する。
- ア ガーデンカフェ  
庁舎内の飲食機能との連動・拡張のほか、期間限定の特定の食材等をテーマとしたカフェの開設やウェディングパーティの開催
  - イ マルシェ  
北海道の地域物産等を中心としたフードフェアなど、諸団体との連携による青空フェスティバルの開催
  - ウ プロジェクションマッピング  
赤れんが庁舎の外壁に併せて映像を投影する演出

## (3) 冬季の活用例

- 寒冷対策を施した仮設ドーム空間の設置や、雪を利用した遊びの催事など、冬の北海道の魅力を発信する。
- ア 雪像の製作  
さっぽろ雪まつりの時期に合わせて、企業協賛等による雪像を設置。季節の風物詩としての定着をねらう。
  - イ 冬のライフスタイル体験  
雪を題材にしたアクティビティ・プログラムを提供。主に道外からの来訪者に向け、雪と共存する北海道の暮らしのワークショップや雪遊び、スノーシュー体験等のアトラクションを開催し、北海道の冬のライフスタイルを発信
  - ウ 雪景色の魅力を活かしたイルミネーション  
周辺施設等と連携し、前庭をイルミネーション等で彩り、夜のにぎわい演出をねらう。

## (4) 赤れんが庁舎のライトアップ

- 都心部の夜間の景観の魅力向上とにぎわい創出に寄与するため、赤れんが庁舎の投光手法の見直しを検討する。
- 検討に当たっては国内外の歴史的建造物の事例を参考にし、都心部のアイストップとしての存在感を発揮する手法を目指す。

## 第4章 史跡「開拓使札幌本庁本庁舎跡および旧北海道庁本庁舎」の活用

赤れんが庁舎を含む史跡「開拓使札幌本庁本庁舎跡および旧北海道庁本庁舎」は、明治期における北海道開拓の歴史的意義を伝えるものとして、昭和42年に指定された。

赤れんが庁舎のリニューアルと利活用にあたり、本史跡の保存活用計画を策定し、史跡の保存との調和を図るとともに、本史跡の本質的価値をわかりやすく伝えるための活用と整備の方針を定める。

### 4-1 史跡指定の経過

---

本史跡は、現在の北海道庁本庁舎の新築工事中に開拓使札幌本庁本庁舎の基礎杭跡等の一部が発見され、発掘調査が行われたことが評価され、開拓使札幌本庁を実質的に継承した旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)と合わせて、昭和42年12月に国の史跡として指定された。

現在、開拓使札幌本庁本庁舎跡は、土で覆い緑地として保護しており、建物の外郭と推定される位置には縁石を配置している。

### 4-2 史跡保存活用計画の策定とその概要

---

本史跡の保存活用計画については、赤れんが庁舎のリニューアルと利活用にあたり、本史跡の保存との調和を図るとともに、北海道開拓の歴史的意義を後世へ継承するため、本史跡の保存、保全の方針や活用、整備のあり方を、管理運営を含めて包括的に定めることを目的とする。

計画では、本史跡を取り巻く歴史の変遷や遺構等の特色、本質的価値と保存活用における課題を明らかにした上で、保存及び保全の方針、活用及び整備の方針、運営の体制を定める。

### 4-3 史跡の活用及び整備の方針

---

本史跡を構成する開拓使札幌本庁本庁舎跡については、明治初期における開拓使の事業や北海道開拓に果たした役割、現在はない本庁舎の姿や海外の農作物の試験圃場として利用されていた当時の構内の様子など、史跡の本質的価値を道民や観光客など本史跡を訪れる人により広く、わかりやすく周知し理解の向上を図る。

整備については、地中の遺構に影響を与えないよう、周辺の地形や景観と併せて保存、保全を図る一方、本質的価値の周知、理解の向上のため、展示や情報の周知を行うにあたっては、デジタルコンテンツの活用や多言語への対応など環境の整備を検討する。

なお、赤れんが庁舎の活用及び整備の方針については、本指針において定めるとおりである。

## 第5章 管理運営体制

リニューアル後の管理運営体制については、民間事業者がそのノウハウを発揮し、利用者の満足度の向上や利用料金等での収益の獲得による自立性の高い施設運営を目指す。

### (1) 管理運営手法

PPP/PFI手法による効果を比較した結果、リニューアル後の赤れんが庁舎においては、公共性の高い展示や機能を一定程度確保する必要があり、収益性や運営面、事業規模等を総合的に勘案した場合、民間資金を活用するPFI手法の導入は難しいことから、民間活力の導入効果の発現やライフサイクルコストの低減が期待できる指定管理者制度を基本に今後さらに検討していくこととし、民間ノウハウを最大限に発揮できる効果的な管理運営手法の導入を目指す。

### (2) 管理運営の範囲

赤れんが庁舎のほか前庭などを含めて、施設区分や業務内容などの課題を整理し、管理運営の範囲について検討する。

### (3) 収益の確保

サウンディング型市場調査の結果等を踏まえ、催事スペース、飲食・物販スペースについては、民間ノウハウを効果的に活用することにより、相当程度の収益獲得が期待できることから、収益性の高いスペースに限定し、これらのスペースを有効に活用した使用料やその他利用料金の設定など、民間ノウハウを最大限に活かした収益獲得方法について、今後さらに検討していく。



## 第6章 その他

### 6-1 概算事業費及び改修スケジュール

---

以下は、現時点における想定であり、改修工事に係る実施設計や今後の文化庁との調整状況等により変更となる場合がある。

なお、展示等の整備に係る事業費については、管理運営の詳細と合わせて検討する。

(1) 概算事業費（耐震工事・改修工事など）

78億円

(2) 改修スケジュール

平成30年度（2018） 実施設計

平成31年度（2019） 着工

平成34年度（2022） 完成

(3) 閉館日

平成31年9月30日

### 6-2 財源

---

改修工事の財源については、文化庁の補助金や各種起債のほか、ふるさと納税等の寄附制度を活用する。

### 6-3 改修期間中の取組

---

赤れんが庁舎改修工事期間も来訪者が楽しめるような取組を実施する。

**【取組例】**

ア 観光地としての景観に配慮した工事用仮囲い。覆いの工夫

イ 外部から工事の様子が見学でき、赤れんが庁舎リニューアルのPRパネル等を展示できる仮設の見学施設の設置

ウ 改修工事に支障がない範囲の前庭イベントの開催継続